平成２４年（フ）第２６６号
群馬県高崎市足門町1637番地７
破産者　有限会社大河原至誠堂
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４９３号
東京都千代田区神田東松下町48ヤマダビル５階、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区西池袋３丁目３番３号
破産者　株式会社東京オフイスマシン
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６１９号
東京都江戸川区東葛西２丁目22―８―411、開始決定時の住所東京都江戸川区中葛西８丁目11―18―512
破産者　吉野　公美
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４６４号
東京都足立区保塚町14番１号
破産者　グランシャリオツアーズ株式会社
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４６５号
埼玉県さいたま市北区今羽町235―３　メゾンクレールⅡ205
破産者　中井　徹治
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７６号
埼玉県北本市本宿６丁目257番地７
破産者　有限会社ライフライン首都圏
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９９号
長野県上田市真田町本原720番地
破産者　東北石油有限会社
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６１９号
静岡市駿河区大谷2489番地の３
破産者　エースパッケージ有限会社
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６号
静岡県御殿場市萩原548番地２
破産者　メディカル・サービス株式会社
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
東京都千代田区神田佐久間町２丁目２番12号北島ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田錦町１丁目５番地
破産者　株式会社アスラック
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１５７号
岡山市南区洲崎３丁目８番21号　グリーンコーポ202号
破産者　山﨑　一博
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５４号
岡山県倉敷市玉島上成824番地　ルノアール101、開始決定時の住所岡山市北区平田120番地105
破産者　竹谷　卓三
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３４号
岡山市北区建部町富沢469番地
破産者　杉本　睦男
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３５号
岡山市北区建部町富沢469番地
破産者　杉本　美香
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８８号
大分市松原町３丁目５番13号
破産者　有限会社大分上物マイカーセンター
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４３号
大分県臼杵市大字二王座１番地
破産者　株式会社共進プラント工業
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字後原483番地の９105号
破産者　ＫＩＷＩＬＩＮＫ有限会社
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６５号
北海道芦別市北一条西１丁目６番地
破産者　有限会社浦山電機商会
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
北海道北見市南仲町３丁目１番地21
破産者　有限会社シンセイ商事
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
山形県西村山郡大江町大字貫見372番地
破産者　株式会社田村組
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６８０号
横浜市中区山下町160番地の２
破産者　株式会社東栄通商
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９１号
金沢市小立野３丁目４番12号
破産者　有限会社スィー・ルート
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所